

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	芦屋市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

芦屋市長

公表日

令和7年7月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金第1号被保険者に関する各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民年金資格異動に関する事務 ②国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請に関する事務 ③年金裁定請求に関する事務
③システムの名称	国民年金システム、標準準拠システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第46項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民室市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 市民生活部市民室市民課

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナンバー取得の際は、本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、特定個人情報の記載がある申請書等の保管及び廃棄の際は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン及び芦屋市情報セキュリティポリシーに従い、漏えい・滅失・棄損を防ぐための安全管理措置等を講じている。具体的な取り組みとしては、特定個人情報を含む書類等は、施錠できる書棚等に保管することを徹底しており、廃棄の際は、裁断等を行うことにより、情報を復元できないように処置したうえで廃棄している。また、万が一特定個人情報ファイルの滅失・棄損が発生した場合に備え、バックアップを実施しており、漏えい・滅失・棄損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①実施の有無 実施しない	①実施の有無 実施する ②法令上の根拠 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市区町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民年金」が含まれる項(48項)	事後	国民年金業務での個人番号の利用においては、平成29年5月末までの政令で定める日以降の利用となるが、他の記載と合わせて、その後の状況を記載する。
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	市民課 芦屋市精道町7-6 0797-38-2036	文書法制課 芦屋市精道町7-6 0797-38-2010	事後	今年度の特定個人情報保護評価書の見直しにより、請求先を修正。
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	①実施の有無 実施する ②法令上の根拠 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市区町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民年金」が含まれる項(48項)	①実施の有無 実施しない	事後	市区町村が情報提供ネットワークシステムを通じた税情報等の照会を行うことや、国民年金情報の提供を行うことはないため。
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム 団体内統合利用番号連携サーバ 中間サーバ	国民年金システム	事後	市区町村が情報提供ネットワークシステムを通じた税情報等の照会を行うことや、国民年金情報の提供を行うことはないため。
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民課 芦屋市精道町7-6 0797-38-2036	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 市民生活部市民課	事後	今年度の特定個人情報保護評価書の見直しにより修正。
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2015/7/1	2017/4/1	事後	今年度の特定個人情報保護評価書の見直しにより修正。
平成31年4月1日	評価書名	芦屋市 国民年金システム 基礎項目評価書	芦屋市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	基礎項目評価書の記載事項に「IV リスク対策」が追加されたため、当該部分について新規記載を行った。	事後	同上
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2017/4/1	2019/4/1	事後	同上
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2019/4/1	2022/4/1	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部市民課	市民生活部市民室市民課	事後	今年度の特定個人情報保護評価書の見直しにより修正。
令和5年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部文書法制課文書統計係	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係	事後	今年度の特定個人情報保護評価書の見直しにより修正。
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 市民生活部市民課	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 市民生活部市民室市民課	事後	今年度の特定個人情報保護評価書の見直しにより修正。
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム	国民年金システム、標準準拠システム	事前	標準準拠システムへ更新のため
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第31項	番号法第9条第1項、別表の第46項	事後	法改正等に伴う改正
令和7年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2024/4/1	2025/6/1	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和7年6月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加	事後	様式変更に伴う追記
令和7年6月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	様式変更に伴う追記
令和7年6月1日	IV リスク対策 9. 監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更